

鹿児島労基

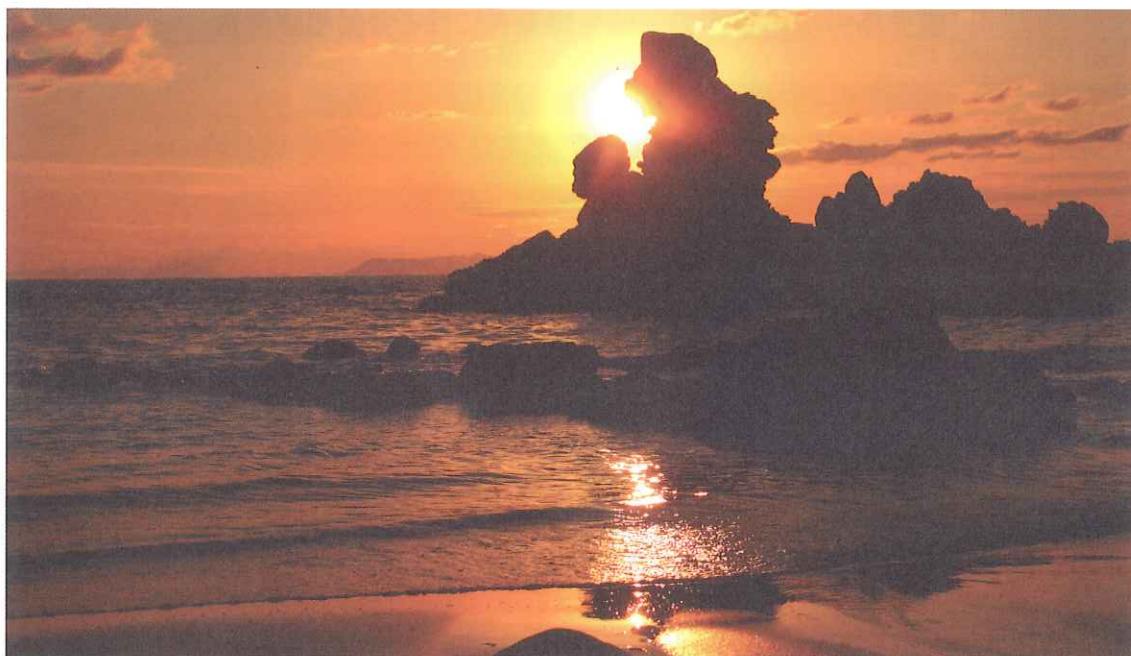
定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年)

March 3月号

平成27年 労働相談状況について



人形岩（薩摩川内市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

| | |
|------------------------------|-----|
| さくらじま | 1 |
| 平成27年 労働相談状況について | 2 |
| 医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会を開催しました | 2 |
| 労務管理あれこれ | |
| ～1年単位の変形労働時間制は就業規則での定め不要か～ | 3 |
| 女性活躍推進法 | |
| 平成28年4月1日より全面施行されます | 4～5 |
| うつ病者の復職（リワーク）に必要な医療について | 5 |
| 平成28年度労働基準監督官採用試験のお知らせ | 6 |

さくらじま

いつの間にか『地球温暖化』や『温室効果ガス』も、耳になじむ言葉になってしまった。今の部署に移つてからは、職場がどれだけ二酸化炭素を排出しているか、毎月、決裁、回覧もある。1月の大雪には難渋したが、地球が少しずつ暖かくなっているというのは、もはや世界の共通認識だ。

しかし、冬はやはり寒い。以前より寒さが少しましになった、ということか。

かねてから思っていることだが、鹿児島は夏が長く、冬は本州並みとなると、自然、春、秋が短い。寒くもなく、暑くもなく快適に過ごせる期間が短いような気がする。

人の一生やライフサイクルは古今東西、四季にたとえられ

| | |
|----------------------------------|-------|
| 新規学卒予定者向けの求人不受理、職場情報の提供の制度が始まります | 7 |
| 平成27年業種別死傷災害発生状況（1月末） | 7 |
| クローバーたより～ストレスチェック始まっどー！～ | 8 |
| 健康診断の申込み案内 | |
| ～ヘルスサポートセンター鹿児島～ | 9 |
| 平成28年度労働安全衛生法に基づく技能講習・安全衛生教育のご案内 | 10～14 |
| お知らせ 講習案内書（パンフレット）の配布について | 15 |
| 平成28年4月の講習開催のご案内 | 16 |

てきた。『青春』はもともと中国の五行思想から来たもので、これに壮年期の朱夏、熟年期の白秋、老年期の玄冬が続く。定年間近の自分は昔なら白秋の只中にいるということになるのだろう。

ただし、人生の四季も昨今温暖化が進んでいるようだ。今年から18歳から選挙権が付与され、年金の支給年齢は引き上げられつつある。不足する労働者人口を確保するため高齢者の活用が謳われる。

人生の夏が長くなり、秋もやがて夏と見分けがつかなくなる。冬には冬の愉しみもあるのだろうが、寒くもなく暑くもない秋も味わいたい。そのためには、健康で長生きしろということか。

平成27年 労働相談状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局及び県下の労働基準監督署において、平成27年的一般労働条件に係る労働相談件数は、9,857件で、昨年と比較すると476件（4.6%）減少しました。

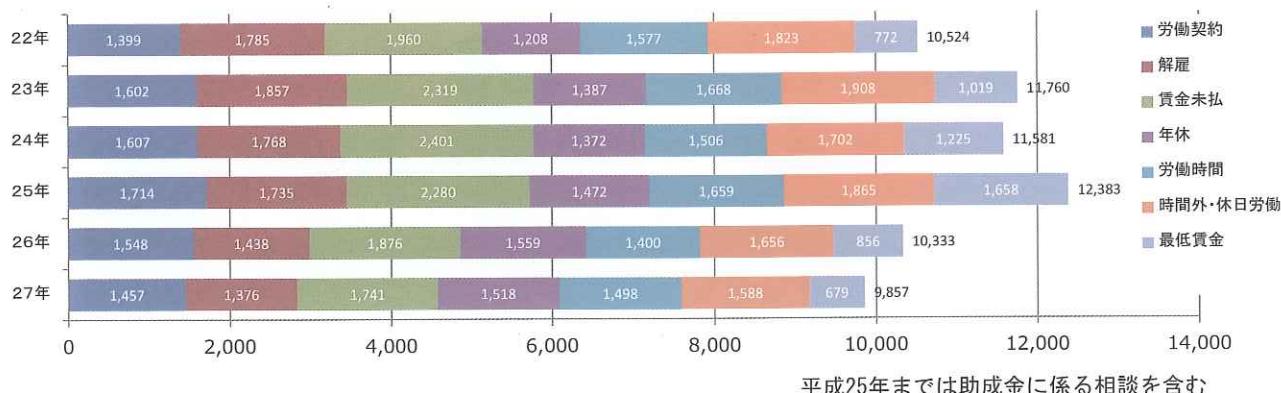
昨年と比較すると、最低賃金の相談が特に減少しています。ただ、解雇や賃金未払等に係る相談が減少するなか労働時間に係る相談は増加しており、労働時間に対する関心が高いことが窺われます。

全体の相談件数は減少したとはいえ、労働契約、解雇、賃金未払、年次有給休暇、時間外・休日労働、最低賃金といった労務管理の根幹をなす相談が後を絶たない状況

にあり、労働基準法の遵守はもちろんのこと、労働時間の適正な把握、賃金不払残業の解消、過重労働の撲滅など一般労働条件の確保改善をお願いします。

労働相談は、一般労働条件のほか職場の安全・衛生、労災保険等の相談もお受けしております。労務管理上の疑問等がありましたら、お近くの労働基準監督署や鹿児島労働局労働基準部各課・室までお気軽にご相談下さい。また、インターネットでは厚生労働省専用サイト「確かめよう 労働条件」、当局ホームページ内には「よくあるご質問」コーナー等がありますのでご利用ください。

鹿児島労働局管内的一般労働条件に係る労働相談件数



「医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会」を開催しました

鹿児島労働局監督課

平成28年2月3日（水）鹿屋市医師会館会議室、2月6日（土）鹿児島県歴史資料センター黎明館講堂において、医療従事者の勤務環境改善に取り組まれている医療機関を対象とした「医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会」を開催し、両会場合計148人が本研修に参加されました。

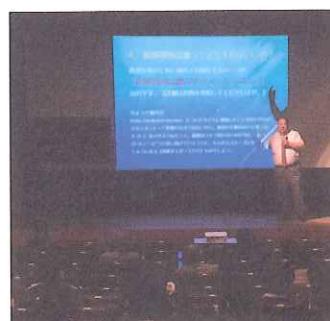
県民の皆様が将来に渡り質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが不可欠であり、特に、長時間労働や当直・夜勤制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健康で安心して働くことができる環境を作ることが大切であることから、本研修では、鹿児島労働局で鹿児島県社会保険労務士会に委託している「医療労務管理相談コーナー事業」での個別支援、相談等の事例等をもとに

講演1「医療機関における労務管理（勤務環境改善マネジメントシステム）について」社会保険労務士ほ

りえ事務所 特定社会保険労務士 石神啓介氏
講演2「医療機関におけるメンタルヘルス対策（ストレスチェック）について」勝田社会保険労務士事務所 社会保険労務士 勝田正志氏

の2講演を行っていただきました。参加者からは「資料もわかりやすかったです。労働時間を見直していくたいです。」「労働時間について再認識できた。」「医療機関の雇用・労働環境の改善について、現状課題を具体的に教えてほしい。」等の意見が出されました。

鹿児島労働局におきましては、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、鹿児島県と協力し「医療労務環境改善支援センター」の早期設置に向け努力していくたいと考えているところであります、今後も引き続き、医療分野の「雇用の質」の向上を推進してまいります。



鹿児島会場



鹿屋会場

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

1年単位の変形労働時間制は就業規則での定め不要か

(Q) 労働基準法第32条の4は、過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との書面協定があれば、1年単位の変形労働時間制の採用ができるとされています。

ところで、同条では条文をみる限り特段就業規則による規定が義務づけられてはいないようです。一ヵ月単位の変形労働時間制を定める第32条の2では、明確に「就業規則その他これに準ずるものにより」とされていますが、1年単位の変形労働時間制の場合は就業規則での定めは不要と理解してよいのでしょうか。

労働基準法第89条により就業規則の中で特定する義務を負う

(A) 1年単位の変形労働時間制というのは、週40時間労働制を前提として、1年以内の期間で変形労働時間制を認めるものです。

1年単位の変形労働時間制を採用しようとする場合には、労使協定において、①対象となる労働者の範囲②対象期間及び起算日③特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間）④対象期間における労働日および当該労働日ごとの労働時間⑤協定の有効期限を協定することが必要です。

そして、この労使協定を締結した場合には、その定めにより、特定された週または特定された日に1日または1週の法定労働時間（8時間または40時間）を超えて労働させることができます。

労働条件に関する総合情報サイト

確かめよう労働条件

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」。労働基準法等の基礎知識、裁判例、相談窓口の案内等の情報を発信し、労働者と事業主に向けて、労働条件に関する法令等の質問に答えます。

職場の労働条件確かめてみませんか
職場環境などでお悩みの方や、労働条件が気になる方、ぜひご活用ください。

ここでチェック！



確かめよう労働条件 検索

www.check-roudou.mhlw.go.jp/

Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。



働いている方



事業主・労務管理担当の方

- ▶ 22時以降のアルバイト代は深夜割増では？
- ▶ アルバイトで1日10時間、休憩がありません。
- ▶ 給料が一方的に引き下げられてしまいました。

- ▶ 割増賃金の計算はどうすればいいの？
- ▶ 労働基準監督官は突然立入調査に来るの？
- ▶ 未成年者を雇用する場合の注意点は？

女性活躍推進法が平成28年4月1日より全面施行されます

～一般事業主行動計画の①策定②社内周知③公表④届出、
及び自社の女性活躍状況の⑤公表はお済みでしょうか～

鹿児島労働局雇用均等室

職業生活において、女性の個性と能力が十分に發揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた女性活躍推進法が制定され、平成28年4月1日から、一般事業主に関する部分が施行されます。

一般事業主が実施すべき事項とは

この法律において、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対しては、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定・社内周知・公表・届出、③女性の活躍に関する状況の情報の公表が義務づけられています。また、常時雇用する労働者が300人以下の事業主には、上記3点が努力義務とされています。

「行動計画策定支援ツール」をご活用下さい

「行動計画策定支援ツール」とは、一般事業主が行動計画を策定するにあたり、法律に基づき企業が実施する状況把握、課題分析について支援するためのツールです。状況把握や課題分析の方法・手順を示した「策定支援マニュアル」と、マニュアルで示された手法により課題分析を行うために必要なデータの入力を支援する「入力支援ツール」からなります。自社の状況に合った課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で是非ご活用下さい。

「女性の活躍推進企業データベース」をご活用下さい

企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースです。女性活躍推進法における「女性の活躍の状況に関する情報公表」及び「行動計画の外部への公表」の掲載先としてご活用下さい。

「認定」の取得を目指して取組みましょう

○行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

県内トップ

「くるみん認定」5回目！

鹿児島労働局では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく基準適合一般事業主（くるみん認定企業）として、平成28年1月29日に
株式会社鹿児島銀行（鹿児島市）（5回目）
を認定決定しました。

○認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

○認定を受けている間、事業主は厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

「女性活躍推進認定マーク」



女性活躍推進法の詳細については、

○お問合せは、鹿児島労働局雇用均等室（TEL 099-222-8446）へ

○資料や様式は、厚生労働省ホームページの女性活躍推進法特集ページをご覧下さい

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法特集ページ



で検索



※くるみん認定は、次世代法に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として受けすることができます。

*くるみん認定企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。



認定マーク「くるみん」

■「**プラチナくるみん認定取得を目指して取り組みましょう！**
次世代法が改正され、平成27年4月1日から**特例認定（プラチナくるみん認定）**制度が開始されました。

「**プラチナくるみん認定**」は、くるみん認定を受けている企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たしたとき、申請を行うことによりプラチナくるみん認定を受ける制度です。

認定を受けると「**プラチナくるみんマーク**」を商品、広告などに付けることができ、くるみんマーク取得企業よりも両立支



特例認定マーク
「プラチナくるみん」

援の取組が進んでいることをPRすることができます。



「鹿児島労働局きらら号」走行中

*次世代法関係のお問合せは、

鹿児島労働局雇用均等室（099-222-8446）へ

次世代法関連HP → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
(雇用均等室)

うつ病者の復職（リワーク）に必要な医療

鹿児島大学大学院学術研究院医歯学域医学系医学部 教授
鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員（メンタルヘルス）

赤崎安昭

私は、臨床医、産業医、産業保健相談員、復職判定委員といった業務を担当している関係上、主治医としてうつ病の労働者が復職する際に必要な診断書を書くこともあります。他の医師が書いた診断書を参考にして復職を希望する労働者と面接することもあります。さらに、産業保健相談員の業務の一環として、産業医の先生方、衛生管理者および産業保健師の方々等を対象とした研修会の講師を担当することもあります。このように私は2足以上の草鞋を履き産業保健・メンタルヘルスに取り組んでいます。そこで、本稿では、自身の経験を通して、うつ病者が復職（リワーク）する際に必要な要件の一つについて私見を記したいと思います。

私が担当した研修会終了後、某企業の衛生管理者が、「復職してもらってからは、うつ病で休んでいた人でも頑張って貢わなければ困る。『うつ病の人を励ますな』と言うが、復職した後も励ましてはいけないのか？」本人に聞くと『主治医の先生に“頑張り過ぎるな”と言われた』と言うので、復職しても職場では腫れ物を触るような対応になってしまいます。復職後の対応について具体的に知りたい」と質問してきました。

実は、私も同じような疑問を労働者との面接場面で感じていました。復職を前提とした面接において、「あなたは、主治医の先生から復職に際してどのようなアドバイスを受けましたか？」と質問すると、大抵の方が「先生からは『頑張り過ぎるな！』と言われています」と述べます。確かに、うつ病というのは、几帳面、生真面目な人物が、頑張り過ぎた挙げ句に発病するのが典型的なパターンであり、治療開始当初（急性期）は、「励まさない」、「頑張らずに休みましょう」等とご本人およびその関係者に説明をします。しかし、復職可能な時期になるとそうはいきません。先述の衛生管理者が述べていたように、復職するからには頑張ってもらわなきゃ雇用者側としては困ります。主治医が述べた「頑張り過ぎな

い！」ということだけを“金科玉条の教え”とするようでは、「うつ」という病態に対する洞察が不十分であると言わざるを得ず、このような労働者は復職してもすぐに休職という事態に陥る可能性が高いと思われます。

休職しているうつ病者の洞察を深めるカギを握っているのは、主治医となる精神科医であり、心療内科医です。主治医は、患者の洞察をより深めるために「身を粉にして自己犠牲を払うような頑張り過ぎる生き方」を修正することのみならず、復職してからの心身のエネルギーの配分の仕方、バランス良く社会生活を送るための認知面の修正も図る必要があります。

1990年代後半から2000年代初頭にかけて「未熟型うつ病」、「現代型うつ病」、「ディスクミア親和型うつ病」、「職場結合性うつ病」などが提唱され、DSM-IV-TRで双極II型障害や非定型うつ病がとりあげられ、気分障害の概念が混沌としたものになってきました。これには、時代の流れ、社会情勢の変化が大きく影響を及ぼしていることは想像に難くありません。

うつ病（気分障害）の薬物療法は、各種薬剤が開発され発売されたことにより進歩してきていますが、発病に関連する社会的要因を薬物で治療することは不可能です。したがって、その人が復帰することになる職場および社会のニーズに応じたテラーメイド医療が必要となります。先述したように様々な呼称の「うつ病」がありますが、「新種」の「うつ病ウイルス」が発見されたわけではありません。様々な人格特性とその人の置かれている様々な社会的状況があるわけであり、「うつ」が様々な経過をとるのは当然のことですので、「〇〇うつ病」といった分類にとらわれることなく、「多職種連携医療」を労働者に提供するのがメンタルヘルス問題に関する産業保健従事者の責務だと思います。多職種が連携したテラーメイド医療が提供できればうつ病者の復職（リワーク）は円滑に進むことでしょう。

平成28年度労働基準監督官採用試験のお知らせ

鹿児島労働局総務課

- 受験資格**
- 1 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
 - 2 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

インターネット受付期間

平成28年4月1日（金）9:00～4月13日（水）受信有効

インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

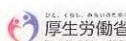
原則として、インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、平成28年4月1日（金）～4月4日（月）です。（4月4日（月）までの通信日付印有効。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。）

試験日

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 第1次試験日 | 平成28年5月29日（日） |
| 第2次試験日 | 平成28年7月13日（水） ～7月15日（金） |
| 第1次試験合格通知書で 指定する日時 | |



第1次試験合格者発表日

平成28年6月28日（火）午前9時

最終合格者発表日

平成28年8月22日（月）午前9時

あなたの正義感を
働くすべての人たちのために。

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A（法文系） 約160名
労働基準監督B（理工系） 約40名

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が鹿児島市の場合、
鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合
は、希望する第1次試験地の労働局
へ提出して下さい。

問合先 鹿児島労働局総務部総務課人事係
(電話 099-223-8275)



【試験要綱】
インターネット受付期間 平成28年 4/1 (金) 9:00～4/13 (水) 受信有効

インターネット申込専用アドレス [http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf]

インターネット申込専用アドレス [<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>]

インターネット申込ができない場合は、基運研修労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日（金）～4月4日（月）です。

（4月4日（月）までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。）

第1次試験 平成28年 5/29 (日) 9:05 (受付開始) 9:35 (試験開始) -18:05 (試験終了)

【第1次試験合格者発表日】 平成28年6月28日（火）9:00

第2次試験 平成28年 7/13 (水) 14 (木) 15 (金) (日時の変更は、原則として認められません。)

【最終合格者発表日】 平成28年8月22日（月）9:00

【受験資格】 ◉昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者 ◉平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

①大学を卒業した者および平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者 ◉採用予定人数】 ◉労働基準監督A（法文系） 約160名

②人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ◉労働基準監督B（理工系） 約40名

人事院ホームページ（国家公務員採用選考用試験） <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、労働基準監督官の無形紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokuhan.html>

方眼紙用試験用紙

新規学卒予定者向けの求人不受理、職場情報の提供の制度が始まります。

鹿児島労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

平成27年10月より青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）が順次施行され、3月1日から下記の2点について新たに施行されます。

(1) 新規学卒者向け求人の不受理

① 不受理の対象

労働基準法、最低賃金法に関する規定、男女雇用機会均等法や育児介護休業法に関する規定により、一定の条件の是正勧告、違反事項による公表、送検等の事案があった場合に対象になります。

② 不受理の期間

ア 法違反が是正されるまでの期間 + 是正後6か月経過するまでの期間

イ 送検された日から1年を経過するまでの間（但し、是正後6か月を経過するまでは不受理期間を延長）

(2) 職場情報の提供の義務化

求職者から求めがあった場合、下記の(ア)～(ウ)について一つ以上の情報提供が義務化されました。

(ア) 募集・採用に関する状況 (イ) 職業能力の開発・向上に関する状況 (ウ) 企業における雇用管理に関する状況

※ 求職者からの「求め」はメール、書面等によるもの他、就職情報サイト経由や企業の採用ホームページ等でプレエントリー（正式な応募の前に、資料請求等を目的として、特定の企業に対して氏名、連絡先等の登録をすること）も対象になります。

なお、「求め」を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

若者雇用促進法の詳細は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

[若者雇用促進法](#)

雇用失業情勢（27年12月）

鹿児島労働局 職業安定課

12月単月の県内有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回り、0.92倍となり、有効求人数は16か月連続の増加、有効求職者数は68か月連続の減少となりました。

雇用失業情勢総括（27年1月～12月）

鹿児島労働局 職業安定課

鹿児島県の平成27年平均の有効求人倍率は0.87倍となり、前年を0.12ポイント上回りました。

なお、全国の平成27年平均の有効求人倍率は1.20倍となり、前年を0.11ポイント上回りました。

職種別有効求人倍率では、1倍を大きく上回る職種もあるなど、業種によっては、人手不足感が強まっています。

大学生の就職・採用活動日程変更について

鹿児島労働局職業安定部地方訓練受講者支援室

1 28年度の就職・採用活動の日程について

① 広報活動開始時期：卒業年度に入る直前の3月1日以降

② 採用選考活動開始時期：卒業年度の6月1日以降

③ 正式な内定日：卒業年度の10月1日以降

※ ①と③は前年度と同じですが、②は前年度は8月1日で、2か月前倒しになっています。

2 ハローワークにおける大学等の求人の取扱について

- ・求人の受理：3月1日より受理を開始いたします。
- ・求人の公開：6月1日より一般公開いたします。

※ 採用選考活動の実施に当たっては授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に、ご配慮いただきますようお願いいたします。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（1月末速報値）

| | 平成27年 | | 平成26年 | | 増減数 | |
|-------------------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 |
| 全産業 | 1,675 | 16 | 1,670 | 21 | 5 | -5 |
| 1 製造業 | 308 | 2 | 334 | 4 | -26 | -2 |
| 1 食料品製造業 | 190 | 1 | 211 | 2 | -21 | -1 |
| 4 木材・木製品製造業 | 10 | | 20 | | -10 | |
| 9 窯業・土石製品製造業 | 20 | | 13 | | 7 | |
| 11～12 金属製品製造業 | 12 | 1 | 20 | | -8 | 1 |
| 13～15 機械器具製造業 | 21 | | 24 | | -3 | |
| 上記以外の製造業 | 55 | | 46 | 2 | 9 | -2 |
| 2 純業 | 3 | | 4 | | -1 | |
| 3 建設業 | 284 | 5 | 265 | 6 | 19 | -1 |
| 1 土木工事業 | 104 | 3 | 92 | 3 | 12 | |
| 2 建築工事業 | 154 | 1 | 151 | 3 | 3 | -2 |
| 3 その他の建設業 | 26 | 1 | 22 | | 4 | 1 |
| 4 運輸交通業 | 193 | 3 | 217 | 3 | -24 | |
| 1 鉄道・航空機業 | 8 | | 5 | | 3 | |
| 2 道路旅客運送業 | 15 | | 27 | 1 | -12 | -1 |
| 3 道路貨物運送業 | 169 | 3 | 185 | 2 | -16 | 1 |
| 4 その他の運輸交通業 | 1 | | | | 1 | |
| 5 貨物取扱業 | 19 | | 14 | 1 | 5 | -1 |
| 1 陸上貨物取扱業 | 9 | | 4 | | 5 | |
| 2 港湾運送業 | 10 | | 10 | 1 | | -1 |
| 6 農林業 | 88 | 2 | 81 | 2 | 7 | |
| 1 農業 | 41 | | 35 | 1 | 6 | -1 |
| 2 林業 | 47 | 2 | 46 | 1 | 1 | 1 |
| 7 畜産・水産業 | 95 | 3 | 84 | 1 | 11 | 2 |
| 8 商業 | 206 | 1 | 248 | 1 | -42 | |
| 1 鉄卸業 | 28 | | 43 | | -15 | |
| 2 小売業 | 151 | 1 | 181 | 1 | -30 | |
| 3 理美容業 | 3 | | | | 3 | |
| 4 その他の商業 | 24 | | | | | |
| 9 金融・広告業 | 15 | | 12 | | 3 | |
| 11 通信業 | 7 | | 12 | | -5 | |
| 12 教育・研究業 | 20 | | 12 | | 8 | |
| 13 保健衛生業 | 204 | | 191 | | 13 | |
| 1 医療保健業 | 81 | | 78 | | 3 | |
| 2 社会福祉施設 | 116 | | 105 | | 11 | |
| 3 その他の保健衛生業 | 7 | | 8 | | -1 | |
| 14 接客娯楽業 | 115 | | 111 | 3 | 4 | -3 |
| 1 旅館業 | 29 | | 32 | 1 | -3 | -1 |
| 2 飲食店 | 55 | | 54 | 2 | 1 | -2 |
| 3 その他の接客娯楽業 | 31 | | 25 | | 6 | |
| 上記以外の事業 | 118 | | 85 | | 33 | |
| 10 映画・演劇業 | | | | | | |
| 15 清掃・と畜業 | 68 | | 49 | | 19 | |
| 16 官公署 | 1 | | | | 1 | |
| 17 その他の事業 | 49 | | 36 | | 13 | |
| 陸上貨物運送事業（4～3・5～1） | 178 | 3 | 189 | 2 | -11 | 1 |
| 第三次産業（8～17） | 685 | 1 | 671 | 1 | 14 | |

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者は翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したものの、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

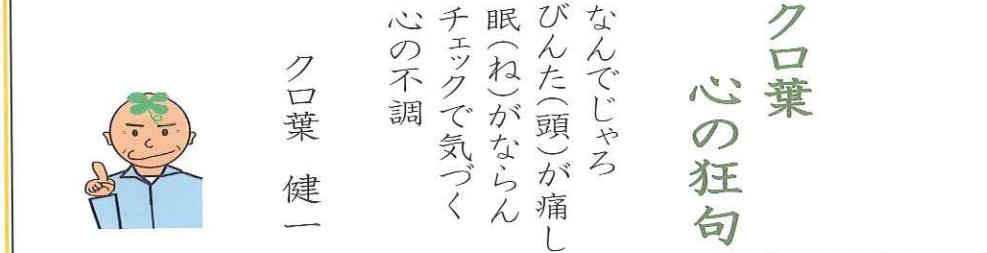
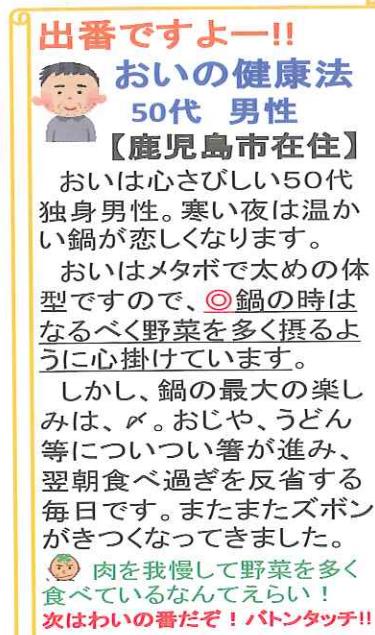
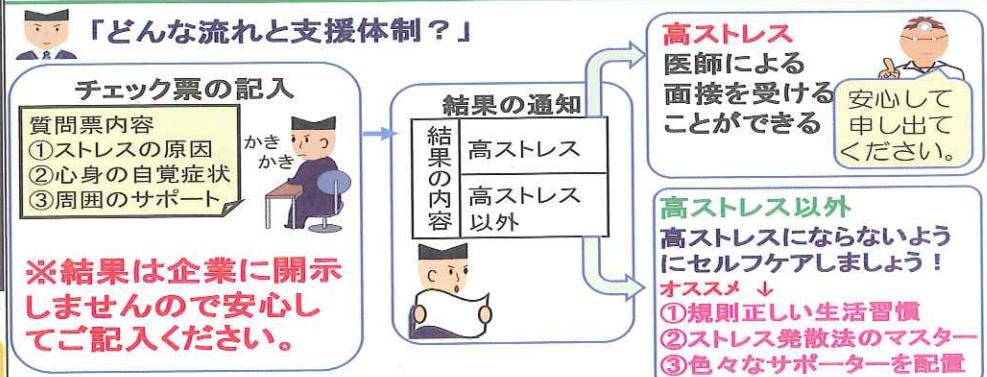
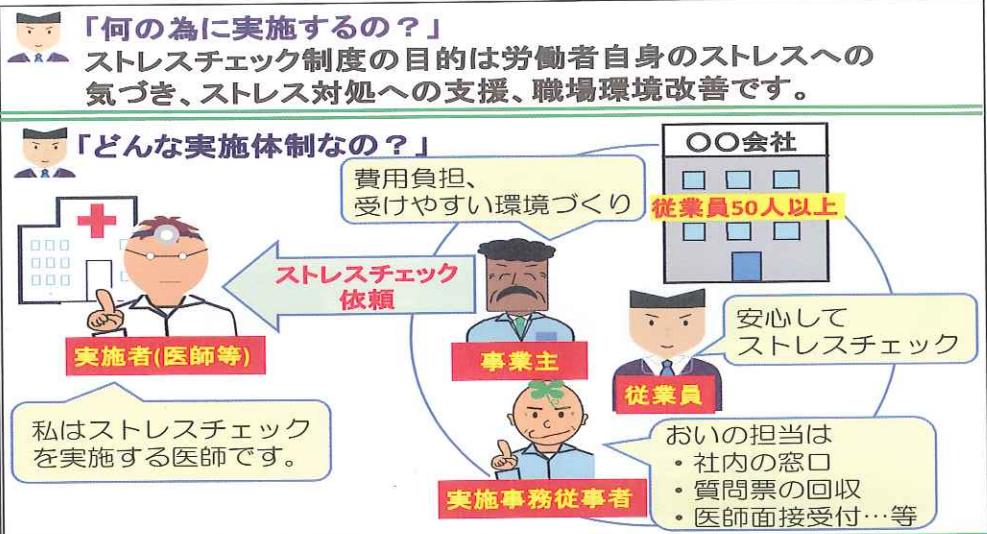


* 保健師からお届け
クローバーたより *

ストレスチェック始まっどー！

健康 第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島



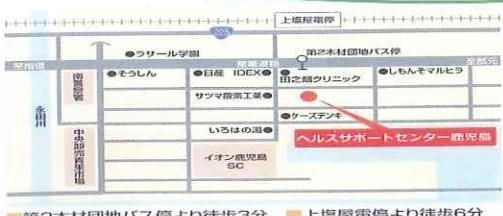
健康の保持・増進のお手伝いをします！！



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



健康診断は 予防の最前線！

FOR YOUR HEALTHY LIFE.



平成28年度

ヘルスサポートセンター鹿児島

健康診断のお申込み

Tel 099-267-6292

Web サイト <http://hsck.jp>

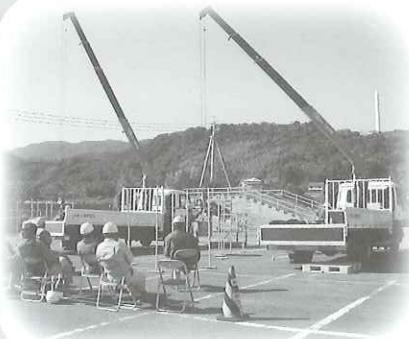


平成28年度

2016
年度版

労働安全衛生法に基づく 技能講習・安全衛生教育のご案内

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)



学科講習会場一部変更のお知らせ

本年度は、教習所内での実技講習時の安全確保や駐車場確保のため、一部講習において別会場での講習開催を予定しております。講習を受講される際は、本案内書やホームページ、受講票などをご確認のうえ、お間違えのないよう開催場所へお集まり下さい。(P30 参照)

局所排気装置等の定期自主検査者講習の開催について

厚生労働省令の規定に基づき設置される局所排気装置等の定期自主検査の業務に就く労働者の方に対しまして、標記講習を開催致します。対象となる方は是非この機会に受講をご検討下さい。(P22 参照)



鹿児島労働局長登録教習機関

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会

検索

クリック



鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

平成28年度技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

| 講習名 | | 月 | 平成28年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成29年 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|-------------------------------|---|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 就業制限(運転)業務 | 車両系建設機械運転 (整地運搬積込み用及び掘削用) | | 11~15 3/14~18 教習所 | 16~20 4/18~22 教習所 | 13~17 5/16~20 教習所 | 25~29 6/27~7/1 教習所 | 29~9/2 1~5 教習所 | 26~30 8/29~9/2 教習所 | 24~28 9/26~30 教習所 | 28~12/2 10/31~11/4 教習所 | | 23~27 12/19~22 教習所 | 20~24 1/23~27 教習所 | |
| | 車両系建設機械運転 (解体用) | | | 2 4/4~8 教習所 | | | 8 7/11~15 教習所 | | | 24 10/24~28 教習所 | | | 3 1/30~2/3 教習所 | |
| | 小型移動式クレーン運転 | | 18~20 3/22~25 教習所 | 30~6/1 4/25~28 教習所 | 21~23 6/6~10 曾於市 受付は志布志支部 | 19~21 6/20~24 教習所 | 16~18 7/19~22 教習所 | 26~28 8/29~9/2 薩摩川内市 受付は川内支部 | 11~13 9/12~16 教習所 | 14~16 10/17~21 教習所 | | 30~2/1 12/19~22 教習所 | 27~3/1 1/30~2/3 教習所 | |
| | 床上操作式クレーン運転 | | | 9~11 4/11~15 教習所 | | 4~6 6/6~10 教習所 | 29~31 1~5 教習所 | | | 7~9 10/11~14 教習所 | | 10~12 12/5~9 教習所 | 6~8 2/6~10 教習所 | |
| | 高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象) | | 25~26 3/28~4/1 教習所 | 23~24 4/25~28 教習所 | | 11~12 6/13~17 教習所 | 8~9 7/11~15 教習所 | | 31~11/1 3~7 教習所 | | 12~13 11/14~18 教習所 | | 27~28 1/30~2/3 教習所 | |
| | 不整地運搬車運転 | | | | 20~21 5/23~27 教習所 | | | | 11~12 9/12~16 教習所 | | | | | 21~22 2/20~24 教習所 |
| | フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象) | | 4~8 3/7~11 教習所 | 9~13 4/11~15 教習所 | 6~10 5/9~13 教習所 | 4~8 6/6~10 教習所 | 1~5 7/4~8 教習所 | 5~9 8/8~12 教習所 | 3~7 9/5~9 教習所 | 7~11 10/11~14 教習所 | 5~9 11/7~11 教習所 | 16~20 12/12~16 教習所 | 6~10 1/10~13 教習所 | 6~10 2/6~10 教習所 |
| | 玉掛け | | 11~13 3/14~18 教習所 | 16~18 4/18~22 オロシティー及び 教習所 | 13~15 5/16~20 オロシティー及び 教習所 | 11~13 6/6~10 薩摩川内市 受付は川内支部 | 22~24 7/25~29 教習所 | 12~14 8/16~19 教習所 | 24~26 9/26~30 オロシティー及び 教習所 | 28~30 10/31~11/4 教習所 | 19~21 11/21~25 教習所 | 23~25 12/19~22 教習所 | 20~22 1/23~27 教習所 | 13~15 2/13~17 教習所 |
| 就業制限業務 | ガス溶接 | | 26~27 3/28~4/1 教習所 | | | | | | | | | | 1~2 12/19~22 教習所 | |
| | | | | | | 霧島市 南九州市 曾於市 奄美市 | 西之表市 | | | | 鹿児島市 薩摩川内市 | | | |

平成28年度作業主任者技能講習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

| 講習名 | | 月 | 平成28年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成29年 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|----------------------|---|-----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|----|
| 作業主任者選任 | 有機溶剤作業主任者 | | 27~28 3/28~4/1 オロシティー | | 2~3 4/25~28 オロシティー | | | 20~21 8/22~26 教習所 | | 21~22 10/24~28 教習所 | | | 2~3 12/19~22 教習所 | |
| | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | | | 25~27 4/25~28 教習所 | 22~24 5/23~27 教習所 | 27~29 6/27~7/1 教習所 | 24~26 7/25~29 教習所 | 28~30 8/29~9/2 教習所 | 19~21 9/20~23 教習所 | | 7~9 11/7~11 教習所 | | 15~17 1/16~20 教習所 | |
| | 石綿作業主任者 | | | | | 21~22 6/20~24 教習所 | | | | | 19~20 11/21~25 教習所 | | | |
| | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | | | 12~13 4/11~15 オロシティー | | | | | 13~14 9/12~16 教習所 | | | 12~13 12/5~9 教習所 | | |
| | 乾燥設備作業主任者 | | | | | | | 15~16 8/16~19 教習所 | | | | | 2~3 1/30~2/3 教習所 | |
| | 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者 | | | | | | 9~10 7/11~15 教習所 | | | | | | | |

平成28年度移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

| 講習名 | | 月 | 平成28年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成29年 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-------------------------------|---|-------------|-------------------------|----|-------------------------|----|----|-------------------------|-----|--------------------------|-------------|-------------------------|----|
| 教習 | 移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除] | | | 23~28 4/25~28 教習所 | | 11~16 6/13~17 教習所 | | | 17~22 9/20~23 教習所 | | 12~17 11/14~18 教習所 | | 13~18 1/16~20 教習所 | |

講習案内は、毎月発行の機関誌「鹿児島労基」に随時掲載中



正しい知識で安全作業を！

我が国における労働災害は平成26年上半期に相次ぎ、特に死亡災害が大幅に増えていくことから、年内8月に厚生労働省から業界団体等に対して「労働災害防止のための基盤強化」(以下「緊急要請」という)が行われました。

この緊急要請では、原入時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。

特に「就業規則教育・職員教育・作業内容変更教育・就業規制教育」等の就業や就業規制強化による資格教習は労働安全衛生法で義務づけられており労働災害を防止するうえで重要です。

安全衛生教育の実施が何よりも重要であることをクリアリストがいいます。

安全衛生教育の実施が何よりも重要なことをクリアリストがいいます。

就業規制や就業規制教育などで実施してますか？

テキストはどうぞ頬ほんら？

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/0000100000000000000.html

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

(中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口)

電話 03-3452-6296 郵便 koho@jisha.or.jp



2016年(平成28年) 1月号

新年のごあいさつ



大物の出合 (佐藤有也 撮影)

【情報収集】特集

| 目 次 | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 2月から始まる「労働安全衛生法による労働災害防止のための基盤強化」 | 1 内閣府と各の取組について |
| 新規事業者への「労働安全衛生法による労働災害防止のための基盤強化」 | 2 新規事業者に対する取組について |
| 新規事業者による「労働安全衛生法による労働災害防止のための基盤強化」 | 3 職業別・産業別に取り組むこととしていること |
| 新規事業者の取組事例 | 4 その他の取組としていること |
| 新規事業者の取組事例 | 5 当面の取組方針(2016年度の取組について) |
| 新規事業者の取組事例 | 6 今後も労働安全衛生法による労働災害防止のための基盤強化について |
| 新規事業者の取組事例 | 7 今後も労働安全衛生法による労働災害防止のための基盤強化について |
| 新規事業者の取組事例 | 8 セミナーの実績！ インタビューで紹介します!! |
| 新規事業者の取組事例 | 9 お問い合わせ |

中災防作成

平成28年度特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

| 講習名 | | 月 | 平成28年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成29年 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----|
| 特 別 教 育 | 小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積込み用及び掘削用) | | | 23~24 5/23~27 教習所 | | | | 17~18 9/20~23 教習所 | | | | | 13~14 2/13~17 教習所 | |
| | ローラー運転 | | 30~31 4/25~28 教習所 | | | | | | | 30~31 12/19~22 教習所 | | | | |
| | 巻上げ機の運転 | | | 1~2 4/25~28 教習所 | | | 26~27 8/29~9/2 教習所 | | | | | 13~14 1/16~20 教習所 | | |
| | 研削といしの取替え等 (自由研削用) | | 2 4/4~8 教習所 | 19 6/20~24 教習所 | | 23 8/22~26 教習所 | | 21 10/24~28 教習所 | | | | 17 1/16~20 教習所 | | |
| | アーケ溶接等 | 20~22 3/22~25 教習所 | | 20~22 5/23~27 教習所 | | 16~18 7/19~22 教習所 | | 31~11/2 3~7 教習所 | | | 16~18 12/12~16 教習所 | | | |
| | クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small> | 4~5 3/7~11 教習所 | | 6~7 5/9~13 教習所 | | | | 3~4 9/5~9 教習所 | | 5~6 11/7~11 教習所 | | 6~7 1/10~13 教習所 | | |
| | 酸素欠乏危険作業 | 18 3/22~25 教習所 | | | | | | 16 10/17~21 教習所 | | | | | | |
| | 粉じん作業 | | | | | | 5 8/8~12 教習所 | | | | | | | |
| | 低圧電気取扱作業 | | | | | 3~4 7/4~8 教習所 | | | | | 10~11 12/5~9 教習所 | | 2~3 1/30~2/3 教習所 | |
| 養成講習 | 安全衛生推進者 | | | | 14~15 6/13~17 教習所 | | | | 17~18 10/17~21 教習所 | | | | 16~17 2/13~17 教習所 | |
| | 衛生推進者 | | 6 4/4~8 教習所 | | | | 23 8/22~26 教習所 | | | 16 11/14~18 教習所 | | | | |
| 準備講習 | 第一種衛生管理者試験 | | | | 6~8 6/6~10 オロシティー | | | | | | | | | |
| | 第二種衛生管理者試験 | | | 30~7/1 5/30~6/3 オロシティー | | | | | | | | | | |
| 危 険 再 認 識 教 育 | 高所作業車 | | | | | | | | | | | | | |
| | 職長その他現場監督者 安全衛生教育 | | 19~20 4/18~22 オロシティー | | 25~26 6/27~7/1 教習所 | | 8~9 8/8~12 教習所 | | | 21~22 11/21~25 教習所 | | | 21~22 2/20~24 教習所 | |
| | 安全管理者選任時研修 | 14~15 3/14~18 オロシティー | | | | | 1~2 8/1~5 教習所 | | | | | 9~10 1/10~13 教習所 | | |
| | 局所排気装置等の定期自主検査者講習 | | | | | | | | | | 18~20 12/12~16 教習所 | | | |
| | ゼロ災害運動危険予知活動トレーナー研修会 | | | | | | 15~16 鹿児島市 | | | | | | | |
| その他の教育 | 安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント 実務研修 | | | | | | | | 8 鹿児島市 | | | | | |

希望者が集まり次第随時実施します

平成28年度 中央労働災害防止協会(中災防)の各種研修会のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。

中災防は、職場のリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）、ゼロ災運動、心とからだの健康づくりなどを「人材の育成」、「専門技術を駆使した技術サポート」、「最新かつ確かな情報の発信」の三つの側面から総合的にサポートいたします。

職場の安全衛生活動を支える管理・監督者、そして安全衛生スタッフを養成することは、事業場の安全衛生水準の向上に不可欠です。

当労働基準協会は、中災防の行う研修会に協力し事業場のニーズに対応した安全衛生教育を推進します。

中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための研修会割引制度

(平成28年3月ごろ確定する予定です。)

次の要件にすべてあてはまる事業場に対して研修会の料金の一部を割引料金で受講できます。

- ①労災保険適用事業場
- ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し(労働基準監督署の受付印があるもの)を提出できること。

問合せ先

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
(福岡市博多区) TEL 092-437-1664

■ ゼロ災運動 KYTトレーナー研修

2日研修
鹿児島市会場
定員78名

対象 生産(作業)ラインの管理・監督者、安全衛生担当者等

内容 危険予知訓練活用技法(実技)

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技、金魚鉢方式によって体験学習

料金 22,630円(会員) 24,690円(一般)

13,580円(中小割引・会員) 14,810円(中小割引・一般)

日程 平成28年9月15日(木)～9月16日(金)

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」この人間尊重の理念が、出発点です。

KY活動、指差呼称、4Sなどの普及・定着を進めています。

■ 安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

1日研修
鹿児島市会場
定員50名

対象 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者

内容 リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等についての基本がわかります。

料金 25,710円(会員) 30,860円(一般)

15,430円(中小割引・会員) 18,520円(中小割引・一般)

日程 平成28年11月8日(火)

リスクアセスメント導入に悩んでるスタッフの方、導入から運用までの手法を学べます。

※研修間近になりましたら、(公社)鹿児島県労働基準協会ホームページ及び会報紙にてご案内致します。

お知らせ

パンフレット好評配布中!!

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「平成28年度技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧いただきますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

| 施設・支部名 | 郵便番号 | 住 所 | T E L | F A X |
|------------------|----------|------------------------|--------------|---------------|
| 鹿児島県労働基準協会本部事務局 | 892-8550 | 鹿児島市新屋敷町16-16 | 099-226-3621 | 099-226-3622 |
| 鹿児島教習所 講習実施会場 | 891-0132 | 鹿児島市七ツ島1-6-2 | 099-261-6298 | 099-261-6299 |
| 鹿児島支部 | 892-0838 | 鹿児島市新屋敷町16-16 | 099-226-7427 | 099-226-7427* |
| 川内支部 | 895-0063 | 薩摩川内市若葉町4-12 | 0996-25-1377 | 0996-25-1377 |
| 鹿屋支部 | 893-0064 | 鹿屋市西原4-14-22 | 0994-40-9055 | 0994-40-9056 |
| 加治木支部 | 899-5211 | 姶良市加治木町新富町102-2 | 0995-63-1030 | 0995-63-1030 |
| 加世田支部 | 897-0006 | 南さつま市加世田本町53-6 | 0993-58-2183 | 0993-58-2184 |
| 志布志支部 | 899-7103 | 志布志市志布志町志布志3225-3 | 099-472-4877 | 099-472-4833 |
| 大島支部 | 894-0026 | 奄美市名瀬港町15-1紳会館ビル5階 | 0997-53-5487 | 0997-53-6270 |
| 種子島支部 | 891-3101 | 西之表市西之表16388ゆうこうビル101号 | 0997-22-2736 | 0997-22-2731 |

※3月30日よりFAX番号が099-226-7429へ変更になります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|--|---------------------|-----------|-------------------------------------|--|
| 車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) | 【全科目者】 4/18~4/22 | 3/14~3/16 | 【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 | 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者 |
| ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056 | | | 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円 | |

種子島地区での講習会のお知らせ

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|--|-------------|-------------|---|--|
| 玉掛け技能講習 ※種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731 | 4/25 ~ 4/27 | 3/22 ~ 3/25 | 【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 | 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |

〈備考〉

- 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
- 建設労働者確保育成金制度の一部が改正されました。事前に計画届が必要です。詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。

平成28年4月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|------|--------------------------------|----------------------|--------------------|---|
| 技能講習 | [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 | 【全科目者】 4/4～4/8 | 3/7～3/11 | 【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 |
| | | 【科目免除者】 4/4～4/5 | | 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 |
| | 車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) | 【全科目者】 4/11～4/15 | 3/14～3/18 | 【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 |
| | | 【科目免除者】 4/11～4/12 | | 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円 |
| | 玉掛け | 4/11～4/13 | 3/14～3/18 | 【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 |
| | 小型移動式クレーン運転 | 4/18～4/20 | 3/22～3/25 | 【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円 |
| 特別教育 | [普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転 | 4/25～4/26 | 3/28～4/1 | 【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円 |
| | | | | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |
| | ガス溶接 | 4/26～4/27 | 3/28～4/1 | 会員 9,004円 一般 9,504円 |
| | クレーン運転 | 4/4～4/5 | 3/7～3/11 | 会員 16,770円 一般 20,010円 |
| | 酸素欠乏危険作業 | 4/18 | 3/22～3/25 | 会員 8,856円 一般 9,936円 |
| | アーケ溶接等 | 4/20～4/22 | 3/22～3/25 | 会員 18,360円 一般 21,600円 |

28年度は一部学科講習をオロシティーホールにて実施致します。

本年度は一部講習の学科を鹿児島市卸本町のオロシティーホールにて実施することとなりました。つきましては、受講の際は案内書及び受講票等でよくご確認の上、講習会場をお間違えのないようご来場下さい。

オロシティーホールでの実施分

所在地：鹿児島市卸本町6-12 TEL 099-260-2111
(鹿児島総合卸商業団地組合内 駐車場有)

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者 又は受講資格 |
|------------|-----------|-----------|--------------------------|-----------------|
| 有機溶剤作業主任者 | 4/27～4/28 | 3/28～4/1 | 会員 12,824円 一般 13,824円 | |
| 安全管理者選任時研修 | 4/14～4/15 | 3/14～3/18 | 会員 16,632円 一般 20,952円 | |